=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故 情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を 他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただく ことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等について もトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=7件(5月1日~5月14日分)
- (1)乗合バスの車内事故
- (2) 乗合バスの衝突事故
- (3) 法人タクシーの転覆事故
- (4)トラクタ・コンテナセミトレーラの酒気帯び衝突事故
- (5)トラックの酒気帯び衝突事故①
- (6)トラックの酒気帯び衝突事故②
- (7) 大型トラックの酒気帯び衝突事故

2. トピック

(1) 自動車検査証の有効期間を伸長します(対象期間の延長)~新型コロナウイルス感染症対策~

(新着情報)

- (2)トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました~ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます ~
- (3) 自動車検査証の有効期間を伸長します(対象地域の追加)~新型コロナウイルス感染症対策~
- (4) 自動車検査証の有効期間を伸長します~新型コロナウイルス感染症対策~
- (5) 新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について(要請)
- (6) 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について (要請)
- (7) 新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について(協力依頼)

- 1. 重大事故等情報=7件(5月1日~5月14日分)
- (1) 乗合バスの車内事故

5月4日(月)午後0時14分頃、東京都の市道のバス停において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客4名を乗せ運行中、乗客1名を降車扱いし、発車アナウンス後に発車した際、当該バス停で降りようと立ち上がった乗客が、発進時の揺動により

転倒した。

この事故により、当該乗客が重傷を負った。

(2) 乗合バスの衝突事故

5月7日(木)午後6時22分頃、神奈川県の市道のバス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せ運行中、乗客扱いのため停車していたところ、対向の乗用車が中央線をはみ出し当該バスと正面衝突した。

この事故により、乗用車の運転者が死亡、当該バスの乗客3名と運転者の計4名が 軽傷を負った。

(3) 法人タクシーの転覆事故

5月10日(日)午前3時50分頃、岡山県の県道交差点において、同県に営業所を置く 法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、当該交差点に進入したところ、右方より 同交差点に進入してきた乗用車と衝突し、当該タクシーが転覆した。

この事故により、当該タクシーの乗客と運転者が軽傷を負った。

事故当時、乗用車側が点滅の赤信号、当該タクシー側が点滅の黄信号だった模様。

(4)トラクタ・コンテナセミトレーラの酒気帯び衝突事故

5月2日(土)午後6時40分頃、千葉県の駐車場において、愛媛県に営業所を置くトラクタ・コンテナセミトレーラが運行中、当該駐車場内のポールに衝突した。 この事故による負傷者はなし。

事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・コンテナセミトレーラ運転者の呼気 からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

(5)トラックの酒気帯び衝突事故①

5月10日(日)午後3時頃、大阪府の高速道路において、香川県に営業所を置くトラックが運行中、左側フェンスに衝突した。

この事故により、荷物は散乱したが、負傷者はなし。

事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。

(6)トラックの酒気帯び衝突事故②

5月12日(火)午前7時55分頃、群馬県の高速道路のパーキングエリア内において、 新潟県に営業所を置くトラックが運行中、駐車中の別のトラックに衝突した。 この事故による負傷者はなし。

事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

(7) 大型トラックの酒気帯び衝突事故

5月11日(月)午後3時30分頃、静岡県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが運行中、前を走行していた車両に衝突した。

この事故により、衝突された車両の運転者が軽傷を負った。

事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。

上記7件の死傷者数計:死亡1名、重傷1名、軽傷7名(速報値)

2. トピック

(1)自動車検査証の有効期間を伸長します(対象期間の延長)~新型コロナウイルス感染症対策~

(新着情報)

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、自動車検査証の有効期間が令和2年6月1日から6月30日までの自動車について、全国一律に令和2年7月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、対象地域である全国47都道府県において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、令和2年5月8日付けで公示することとしましたのでお知らせします。

○対象車両

自動車検査証の有効期間が満了する日が、6月1日から6月30日までの自動車全て(※令和2年4月7日付け及び令和2年4月16日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和2年4月8日又は17日から同年5月31日までのもの(令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間の満了する日を、令和2年4月30日としたものを含む)を、令和2年6月1日を満了する日としたものを含む。)

〇措置内容

自動車検査証の有効期間を7月1日まで伸長

○継続検査の手続き

対象車両については、7月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご 使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置) 継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、 継続契約の締結手続きが7月1日を限度として猶予されます。 詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000242.html

(2)トラック運送業に係る標準的な運賃を告示しました~ 持続可能な物流の実現に向けて、取引の適正化・労働条件の改善を進めます ~

(配信日: R2.4.24)

改正貨物自動車運送事業法により設けられた「標準的な運賃の告示制度」に基づき、本日、標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進します。

1. 背景

トラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、運転者の労働条件の改善等を図るため、一昨年末、議員立法により、①規制の適正化、②事業者が遵守すべき事項の明確化、③荷主対策の深度化、④標準的な運賃の告示制度の導入を内容とする貨物自動車運送事業法の改正が行われました(※)。

※①・②については令和元年11 月1日に、③については同年7月1日に施行済み。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」は、一般にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960 時間の時間外労働の限度時間が設定されること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して持続的に事業を行っていくための参考となる運賃を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられたものです。

2. 概要

標準的な運賃の告示制度については、国土交通省において、全国のトラック事業者の原価データの集計、適正な原価等の算出に係る作業等を行い、策定した標準的な運賃の案について、本年2月26日付けで運輸審議会への諮問を行ったところです。

同審議会における審理及び4月14日付けの同審議会からの答申(※)を踏まえ、本日、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃の告示を行いました。

※参考:運輸審議会答申(報道発表)

https://www.mlit.go.jp/report/press/unyu00_hh_000196.html

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000213.html

(3) 自動車検査証の有効期間を伸長します(対象地域の追加)~新型コロナウイルス感染症対策~

(配信日: R2.4.17)

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が全国に拡大されたことに伴い、令和2年4月7日付けの運輸支局長公示により既に対象となっている7都府県を除く40道府県(以下、「追加対象地域」という。)に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月17日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域が追加されたことに伴い、追加対象地域においても、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

〇対象車両

追加対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間 が満了する日が、4月17日から5月31日までのもの

(※令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間 の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものを、令和2 年4月30日を満了する日としたものを含む。)

〇措置内容

自動車検査証の有効期間を6月1日まで伸長

〇継続検査の手続き

対象車両については、6月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

〇自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置) 継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、 継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

- ※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
- → http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000241.html

(4) 自動車検査証の有効期間を伸長します~新型コロナウイルス感染症対策~ (配信日: R2.4.10)

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県(以下、「対象地域」という。))に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車については、令和2年6月1日まで自動車検査証の有効期間を伸長します。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出されたことに伴い、対象地域において、爆発的な感染拡大の発生を防止するため、外出による感染拡大のリスクを排除する必要があることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

〇対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満 了する日が、4月8日から5月31日までのもの

(※令和2年2月28日付け運輸支局長の公示により、自動車検査証の有効期間 の満了する日が、令和2年2月28日から同年3月31日までのものを、令和2 年4月30日を満了する日としたものを含む。)

〇措置内容

自動車検査証の有効期間を6月1日まで伸長

〇継続検査の手続き

対象車両については、6月1日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご 使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

〇自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置) 継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、 継続契約の締結手続きが6月1日を限度として猶予されます。 詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000240.html

(5) 新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について(要請)

(配信日: R2.3.6)

先般、厚生労働省のホームページにおいて、「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」が掲載され、「換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に 集団で集まることを避けてください」との要請がされたところです。

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、車内は閉鎖された空間で乗務員と乗客が長時間かつ近距離で接することから、感染拡大を防止するため、エアコンを用いて外気を導入することや、乗客の降車後に窓を開けて換気する等の車内換気に努めていただきますようお願いいたします。

※厚生労働省IP

「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」

 \rightarrow https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000602323.pdf

(6) 新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について (要請) (配信日: R2.2.21)

新型コロナウイルスに係る感染予防対策として、マスクの着用、咳エチケット、 手洗い等の対策を繰り返しお願いしているところでございますが、今般、複数の タクシー運転者への感染が確認されました。

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、次の対策を検討し速やかに措置 していただくようお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運

輸局に報告していただくよう併せてお願いします。

- 1. 始業点呼時の対応
- ・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行う こと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
- ・マスクの着用等の感染予防対策が取れていることを確認すること

2. 体調不良が確認された際の対応

発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診 させる等、適切な対応を取ること

(参考)

〇内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルスに関するQ&A (一般の方向け)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

(7) 新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について(協力依頼)

(配信日: R2.2.7)

新型コロナウイルス等の感染症対策について、内閣総理大臣官邸HP(※)において、咳エチケット等のチラシがダウンロードできるようになっています。 事業者の皆様におかれましては、当該HPより当該チラシをプリントアウト等していただき、営業所、車内、バスターミナル等への掲示・配布等により、従業員及び利用者等への周知にご協力頂けるよう、よろしくお願いいたします。

※内閣総理大臣官邸HP

「新型コロナウイルス感染症に備えて ~一人ひとりができる対策を知っておこう~」

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお寄

せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

- (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)
- *ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html)

【参考】

*自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

ホームページ受付

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html)

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。